

## 2歳6か月児歯科健康診査実施要綱

### (目的)

第1条 乳歯のう蝕予防を図るために歯科健康診査（以下健診という）、フッ化物歯面塗布を実施し、う蝕のないものを増加させる。う蝕予防に関する知識、情報提供等を行い、歯の大切さを再確認し、生活習慣を見直すことによって生涯を通して健康な歯で過ごせるように促す。

### (対象者)

第2条 この要綱において「2歳6か月児」とは、満2歳6か月を超え満3歳に達しない幼児をいう。

2 この要綱において「保護者」（以下「保護者」という）とは2歳6か月児歯科健診を受診する幼児を養育し、かつ本市に住所を有する者をいう。

### (対象者の通知)

第3条 市長は幼児が2歳6か月児歯科健診の対象となったときは、健診の日時、場所、その他必要な事項について保護者に通知する。

### (実施内容)

第4条 2歳6か月児歯科健診は、歯科医師、歯科衛生士、栄養士等により集団の方法で実施するものとする。

2 健診の内容は次のとおりとする。

(1) 問診

(2) 歯の疾病及び口腔内の異常の有無

(3) 保健指導

- ・ 歯みがき指導（一人磨き、仕上げ磨き指導）
- ・ 食生活指導

(4) フッ化物歯面塗布

### (事後指導)

第5条 2歳6か月児歯科健診を受けた者について、健診の結果必要があると認める者については公益社団法人船橋歯科医師会と連携をとり、歯科衛生士等により適切な指導を行うものとする。

### 附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。